運営指導（実地指導）関係

介護サービス指導室
令和４年１０月

令和３年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正　経過措置のある主なもの

	委員会	指針（計画）の整備	研修	担当者	訓練	
◎業務継続計画（全サービス）		・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	定期的 新規採用時		定期的	令和６年３月３１日までは努力義務
◎感染症及び食中毒の予防及びまん延防止（全サービス）	委員会の開催	指針の整備	定期的 新規採用時		定期的	令和６年３月３１日までは努力義務 （施設系は訓練のみ令和６年３月３１日まで努力義務）
◎虐待防止（全サービス）	委員会の開催	指針の整備	定期的 新規採用時	置くこと		令和６年３月３１日までは努力義務

令和３年度介護報酬改定に伴う基準省令の改正　経過措置のある主なもの

〇認知症介護基礎研修（全サービス）

　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。（令和６年３月３１日までは努力義務）

〇運営規程（全サービス）

　運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。（令和６年３月３１日までは努力義務）

〇栄養管理の基準を満たさない場合の減算（施設系サービス）　（令和６年４月１日からは減算）

・栄養士又は管理栄養士を１名以上配置

・入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

〇安全管理体制未実施減算（施設系サービス）　（令和３年１０月１日から減算）

・事故発生防止のための指針の整備

・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

・事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

・上記の措置を適切に実施するための担当者設置

〇ハラスメント対策の強化（全サービス）

　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。